

昭和三十九年六月十一日提出
質問第九号

一般配給米及び労務加配米配給量の確保に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十九年六月十一日

提出者 春日 一幸

衆議院議長 船田 中殿

一般配給米及び労務加配米配給量の確保に関する質問主意書

- 一 現在一般配給米の基準配給量は消費者一人当たり十キロ、労務加配米の基準配給量は労務者一人当たり四キロとされ、これに対し販売業者に対する割当量は一県平均一人当たり八キロとされているといわれるが、全国平均及び愛知県の実際の一般配給米の消費者一人当たり配給量、労務加配米の労務者一人当たり配給量並びに販売業者に対する一人当たり割当量はどうなっているか。

- 二 都道府県の実際の一般配給米の消費者一人当たり配給量、労務加配米の労務者一人当たり配給量並びに販売業者に対する一人当たり割当量はいかなる手続を経て決定しているか。

- 三 愛知県の場合には、食糧庁よりの県に対する一般配給米の一人当たり配給量は七・二キロであり、地方によつては六・三キロにすぎず、また、労務加配米の一人当たり配給量は三キロであ

り、五月のごときは二キロにすぎず、その結果岡崎市所在工場の一人当たり配給量は一般配給米及び労務加配米合計でわずか八・三キロとなり、食生活に支障をきたしているので、食糧庁において、すみやかに実情調査の上必要配給量を確保するための措置をとられたいと考えるがどうか。

右質問する。